

川西市介護度改善インセンティブ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西市介護保険の被保険者の自立支援や重度化防止に資する質の高い介護サービスを提供している介護サービス事業所の取組を評価し、支援することにより、市内介護サービス事業所のサービス提供水準の向上を図り、もって、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指すことを目的とする介護度改善インセンティブ事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、介護保険法（平成9年法律第123号）に定めるところによる。

(事業内容)

第3条 市長は、市内に所在する居宅サービス事業又は地域密着型サービス事業を行う事業所について、次に掲げる事業所の区分ごとに当該事業所により行われる指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスを利用する被保険者（以下「利用者」という。）の日常生活動作に関する指標の維持・改善の状況を評価し、優良と認められる事業所を表彰し、報奨金を交付するものとする。

- (1) リハビリ型事業所（主として身体機能の向上を目的としたサービスを提供する事業所をいう。以下同じ。）
- (2) 一般型事業所（食事、入浴、機能訓練、レクリエーション等のサービスを総合的に提供する事業所をいう。以下同じ。）

2 市長は、本事業を効果的に実施するため必要と認めるときは、日常生活動作に関する指標の維持・改善の状況が特に優秀と認められる利用者を表彰することができる。

(対象事業所)

第4条 本事業の対象となる事業所（以下「対象事業所」という。）は、市内で指定通所介護事業又は指定地域密着型通所介護事業を行う事業所とする。

2 対象事業所は、市長が別に定める期間（以下「評価期間」という。）を通して、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生労働省告示第19号）又は指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）に規定する個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又は個別機能訓練加算（Ⅰ）

ロを算定し、及び科学的介護推進体制加算の届出を行う方法により事業所の体制を整備しなければならない。

(事業への参加)

第5条 本事業への参加を希望する事業所（以下「参加事業所」という。）は、市長が別に定める期日までに第3条第1項各号に掲げる事業所の区分を明示し、川西市介護度改善インセンティブ事業参加申込書（以下「参加申込書」という。）を市長に提出するものとする。

(ADL評価の実施)

第6条 参加事業所は、当該事業所の利用者のうち、次の各号のいずれにも該当する者（以下「評価対象利用者」という。）について、個別機能訓練加算の算定において利用する生活機能チェックシートによる日常生活動作の評価（以下「ADL評価」という。）を行うものとする。

- (1) 参加事業所が本事業に参加する年度の初日において、当該事業所の提供するサービスを週に1回以上利用しており、かつ、1年以上継続して利用している者
- (2) 本事業への参加を目的とするADL評価並びに主観的健康観及び主観的幸福感に関するアンケート（以下「アンケート」という。）を実施することに同意している者（代理権限を有する者が同意している場合を含む。）
- (3) 評価対象利用者を担当する介護支援専門員（以下、「担当介護支援専門員」という。）が前号のADL評価及びアンケートを実施することに同意している者

2 ADL評価は、評価期間内に2回行うものとし、1回目の実施から6か月後に2回目を実施するものとする。

3 参加事業所は、評価対象利用者を別表第1左欄に掲げる事業所区分に応じ、同表中欄に掲げるADL利得（2回目に行ったADL評価の得点から1回目に行ったADL評価の得点を控除して得た値をいう。以下同じ。）ごとに同表右欄に掲げる区分の評価を行うものとする。

4 参加事業所は、前3項の評価結果について、市長が別に定める期日までに市長に提出するものとする。

(事業所評価の実施)

第7条 参加事業所は、別表第2の左欄に掲げる事業所の区分に応じ同表右欄に定める算式により参加事業所における利用者の介護度の改善、維持及び悪化に関する割合（小数第2位を四捨五入とする。以下「改善割合」という。）を算出する方法により介護度の改

善に関する評価を行い、市長が別に定める期日までに川西市介護度改善インセンティブ事業評価結果報告書（以下「評価結果報告書」という。）を市長に提出するものとする。

（アンケートの実施）

第8条 担当介護支援専門員は、参加事業所が第6条第2項の規定による2回目のADL評価を実施した後に評価対象利用者に対してアンケートを行うものとする。

2 担当介護支援専門員は、前項のアンケートを市長に提出するものとする。

（表彰対象者等に関する広報）

第9条 市長は、評価報告書の提出があったときは、次に掲げる審査を行い、参加事業所の改善割合を算出するものとする。

- (1) 第6条第3項の規定による評価に関する審査
- (2) 第7条の規定による改善割合の算出に関する審査

2 市長は、アンケートの提出があった場合において、参加事業所ごとにアンケートの平均点を算出し、当該点数が70点以上のときは、前項の規定により算出した改善割合に10分の10を乗じ、当該点数が70点未満のときは、当該改善割合に10分の9を乗じて当該参加事業所ごとに改善割合を確定するものとする。

3 市長は、参加事業所に対して、前項の規定により確定した改善割合を基に、別表第3第1欄に掲げる事業所区分に応じ、同表第2欄に掲げる基準ごとに同表第3欄に掲げる表彰を行い、及び同表第4欄に掲げる報奨金を交付するものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業所は、表彰及び報奨金の交付対象としない。

- (1) 評価対象利用者の人数が、当該事業所における利用者の人数の50パーセントに満たない事業所
- (2) 介護保険法の規定に基づき、当該事業所が現に受けている指定の期間（以下「現在の指定期間」という。）において、改善勧告を受け、適切に対応しなかった事業所
- (3) 現在の指定期間において、改善命令、指定の効力停止等の行政処分を受けた事業所
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当する事業所及び代表者が同条第6号に規定する暴力団員又は川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者である事業所
- (5) 市税に未納がある事業所
- (6) 参加事業所の利用者が回答したアンケート結果の平均点が30点に満たない場合

(表彰対象者等に関する広報)

第10条 市長は、自立支援や重度化防止に資する介護サービスの質の向上に向けた取組の機運を醸成するため、前条第2項の規定により表彰及び報奨金の交付を受けた事業所その他介護サービスの質の向上に向けた取組を行っていると思われる事業所について、広く市民に情報提供を行うよう努めるものとする。

(表彰等の取消し)

第11条 市長は、第9条第3項の規定に基づく表彰等を受けた事業所が偽りその他不正な手段で表彰等を受けたとき、又は同条第4項に該当することが明らかとなったときは、表彰及び報奨金の交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、報奨金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関する報奨金が既に交付されているときは、その返還を命ずることができる。

3 報奨金の交付を受けた対象事業所は、前項の規定により報奨金の返還を命ぜられたときは、市長の指示に従い、速やかに報奨金を返還しなければならない。

(報告又は調査)

第12条 市長は本事業の適正な運営に必要と認めるときは、参加事業所に対し報告及び本事業に関する書類の提出を求め、又は市職員に調査を行わせることができる。

(補則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効規定)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表第 1（第 6 条関係）

事業所区分	ADL 利得	区分
リハビリ型事業所	0 未満	悪化 A
	0	維持
	5	改善 A
	10	改善 B
	15	改善 C
	20 以上	改善 D
一般型事業所	0 未満	悪化 B
	0	維持
	1 以上	改善 E

別表第 2（第 7 条関係）

事業所区分	改善割合の算出
リハビリ型事業所	$((\text{改善 A 人数} \times 1) + (\text{改善 B 人数} \times 1.4) + (\text{改善 C 人数} \times 1.8) + (\text{改善 D 人数} \times 2.0) + (\text{維持人数} \times 0.5) + (\text{悪化 A} \times -0.2)) \div \text{評価対象利用者}$
一般型事業所	$((\text{改善 E 人数} \times 1.2) + (\text{維持人数} \times 0.5) + (\text{悪化 B} \times \triangle 0.1)) \div \text{評価対象利用者}$

備考 この表における算式中改善 A、改善 B、改善 C、改善 D、改善 E、維持、悪化 A 及び悪化 B の用語の意義は、別表第 1 に定めるとおりとする。

別表第 3（第 9 条関係）

事業所区分	表彰の基準	表彰の種別	交付する報奨金の額
リハビリ型事業所	改善割合が最も高い事業所	第 1 位	50 万円
	改善割合が 2 番目に高い事業所	第 2 位	30 万円

	改善割合が 3 番目に高い事業所	第 3 位	1 0 万円
	改善割合が上位 3 事業所に入らなかった事業所のうち、改善割合が 5 0 %を超えた事業所	努力賞	5 万円
一般型事業所	改善割合が最も高い事業所	第 1 位	3 0 万円
	改善割合が 2 番目に高い事業所	第 2 位	1 0 万円
	改善割合が 3 番目に高い事業所	第 3 位	5 万円
	改善割合が上位 3 事業所に入らなかった事業所のうち、改善割合が 5 0 %を超えた事業所	努力賞	3 万円